平成２５年（フ）第４７８号
東京都青梅市根ヶ布２丁目237番地の571
債務者　平原美都江
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７１０号
東京都立川市曙町３丁目７番10号都営曙アパート１―409
債務者　春田　信哉
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２４６号
川崎市麻生区万福寺２丁目11番10―102号
債務者　中原　陽一
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２０５号
長野市大字鶴賀権堂町2236番地
破産者　株式会社千木良商事
1　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
2　一般調査期日　平成25年12月２日午前10時
平成25年９月６日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４９７号
名古屋市中川区尾頭橋２丁目14番１号　ハイツ奈加川302号室、従前の住所名古屋市守山区松坂町90番地　三井農林小幡緑地公園ハイツ406号
破産者　酒井美智也
1　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
2　一般調査期日　平成26年１月14日午前11時10分
平成25年９月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０４３号
広島市佐伯区八幡が丘１丁目24番５―102号、開始決定時の住所広島市佐伯区利松３丁目27番７号
破産者　中本　博道
1　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
2　一般調査期日　平成25年12月３日午後１時30分
平成25年９月６日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１７号
北海道帯広市南町東３条４丁目26番地
破産者　木皿　尚人
1　破産債権の届出期間　平成25年10月11日まで
2　一般調査期日　平成25年11月14日午前10時35分
平成25年９月６日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
京都府舞鶴市溝尻町24番地11、開始決定時の住所京都府舞鶴市字森295番地13
破産者　山下　晃弘
1　破産債権の届出期間　平成25年10月11日まで
2　一般調査期日　平成26年２月７日午前10時
平成25年９月６日
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第５１３号
埼玉県川口市末広２丁目４番20号
破産者　有限会社小林信太郎商店
1　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
2　一般調査期日　平成25年11月26日午前11時
平成25年９月３日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
愛媛県松山市和気町２丁目950番地
破産者　中村　幸広
1　破産債権の届出期間　平成25年10月21日まで
2　一般調査期日　平成26年１月30日午後１時20分
平成25年９月５日　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４７号
京都市西京区樫原硲町２番地７　ハイツ三の宮502、開始決定時の住所京都市西京区樫原五反田５番地の22
破産者　木村　正巳
1　破産債権の届出期間　平成25年10月24日まで
2　一般調査期日　平成25年12月３日午前11時
平成25年９月５日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９３号
新潟県南魚沼市浦佐5436番地２
破産者　関　俊介
1　破産債権の届出期間　平成25年10月25日まで
2　一般調査期日　平成25年11月22日午前11時20分
平成25年９月６日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２５年（フ）第８８号
愛媛県松山市北吉田町77番地
破産者　株式会社帝松サービス
特別調査期日　平成25年10月21日午前11時
平成25年９月６日　松山地方裁判所民事部

破産管財人変更

平成２４年（フ）第５９号
岐阜県大垣市緑園67番地１　緑園サンコーポ５Ｆ
破産者　房野　輝雄
破産管財人　宮島　栄祐が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　鈴木　一朗
平成25年９月４日　岐阜地方裁判所大垣支部

平成２４年（フ）第６０号
岐阜県大垣市緑園67番地１　緑園サンコーポ５Ｆ
破産者　房野　秀子
破産管財人　宮島　栄祐が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　鈴木　一朗
平成25年９月４日　岐阜地方裁判所大垣支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７４１号
東京都杉並区浜田山４丁目10―19
破産者　石川　明美
免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
平成25年９月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４２号
東京都杉並区浜田山４丁目10―19
破産者　石川　彌生
免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
平成25年９月６日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２５年（フ）第４３５号
神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10　市住３―1313号、従前の住所神戸市垂水区下畑町字上口874番地　コーポ上口104号
破産者　居酒屋ＳＥＩＫＯＵことスナックセカンドプレジャーズこと　室屋　珠美（旧姓下田）
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０６３号
東京都中央区日本橋２丁目16番４号
清算株式会社　株式会社サンリッチ
代表清算人　菊地　剛士
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１００２号
広島県大竹市本町２丁目９番９号
清算株式会社　株式会社大竹ラボラトリー
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（ヒ）第２号
埼玉県越谷市南荻島832番地
清算株式会社　株式会社花月庵
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所民事部